

## 議 第 1 号 議 案

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月10日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 議会運営委員会委員長 勝 山 祥

### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正等に伴い、富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

富士見市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「。以下「番号利用法」という。）第2条第8項」を「）第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「番号利用法第20条」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条」に、「番号利用法第29条」を「同法第29条」に、「番号利用法第2条第9項」を「同法第2条第10項」に、「番号利用法第19条」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第4項ただし書の改正規定及び第12条第5項の改正規定（同項中「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条から第48条までの改正規定 公布の日
  - (2) 第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の改正規定（同項の表の改正規定に限る。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
  - (3) 第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日  
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。